

当施設は、社会福祉法に定める生計困難者の為の利用料減免制度があります。生計困難者に対する無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業を行い、家族や地域住民に対する相談指導を実施するための相談員を設置します。利用料等の支払いでお困りの方は遠慮なくご相談ください。

介護老人保健施設 備 中 荘

支援相談員 事務担当者

受付時間:月曜日～金曜日 9時～17時 (祝日を除く)